

經濟論叢

第八十五卷 第五號

- 超帝國主義論の批判と問題点……………静 田 均 1
- 国家独占資本主義と「自由化」問題…松 井 清 24
- オーベル・シュレージェン
製鉄業の創出過程……………大 野 英 二 40
- ソースタイン・ヴェブレン
の資本主義論に関する一研究(-)…中 山 大 66
-

昭和三十五年五月

京都大學經濟學會

オーベル・シュレージエン製鉄業の創出過程

——一つの準備的考察——

大野 英 二

まえおき

「シュレージエンは巨大土地所有の本場である」と言われているように、一九世紀末に五、〇〇〇(ハクゲイム)ha以上の大地所有者四六名が、一〇〇ha以上の耕地・牧草地所有の二二・二%、総土地の三九・一%を占め、しかもその大部分が世襲財産に固定されている。¹⁾ こうしたSchlesienとりわけ Oberschlesien の大貴族の巨大土地所有から自然生的に生み出されたところの、耕地所有・山林所有および工鉱業経営の三者の前期的結合経営が、一九世紀後半に大きく前面に押し出されてきて、あの特異な Oberschlesien の鉱山業の発展の基礎となった。²⁾ ところで、このマグナーテン経営(ハルニョンカー経営)とも称すべき前期的結合経営の成立過程を追跡してゆく場合、一八世紀半ばから一九世紀初めにかけてプロイセン絶対主義により上から創出された鉱山業における王立特権(マニユファクチャー)〔および工場〕の発展過程に一応の考察を試みておく必要があるだろう。周知の如く、西ヨーロッパでは、市民革命による封建的土地所有の廃棄と自生的な産業革命の展開により、王立特権(マニユファクチャー)は打ち付けられ、これと近代

的機械制大工業との間の社会的系譜は断絶する。しかし、プロイセンのエルベ河以東では自ら著しく異つた様相が認められる。既に一八世紀後半に東エルベにおいて、グーツヘルンシャフトの基軸労働力は世襲隷農(「ラッスィーテ」)から農場労働者層(「インストロイテ」)へ移行しつつあり、農村工業もまたかなりの程度に発展し、一八〇七年の勅令を起点とする『農民解放』と『営業自由』とのブルジョアの改革の前提が内部的に醸成されてくる。だが、このプロイセン改革の不徹底と一八四八年の『三月革命』の挫折とのため、グーツヘルンシャフトはユニカー経営へ再編成されるにとどまり、その制約により自生的な産業革命の展開はおしとどめられていた。かくして、あの東エルベの再版農奴制に聳立するOberschlesienの鉱山業の王立特権マニュファクチャは、一八世紀末ともなればイギリス産業革命の側圧をうけて徐々に機械制大工業へ移行し、更に一九世紀半ばのドイツ産業革命のさ中に、Rhein-Westfalenの鉱山業の急激な抬頭をまえにして、衰退の影を濃く現わしながらも、その基幹部分は大貴族の前期的結合経営の一環として再編成され、ドイツ資本主義の再生産構造を規定する一構成要因をなしている。小論では、Oberschlesienの鉱山業の発展過程の特質をなす大貴族の前期的結合経営を把握するための準備的考察として、さしあたって製鉄業における王立特権マニュファクチャ〔および工場〕の創出と発展の過程に分析の刀点をおくことにしよう。

(1) J. Conrad, Agrarstatistische Untersuchungen, Der Großgrundbesitz in Schlesien, *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 70, 1898, S. 707.

(2) *Ibid.*, S. 712, Vgl. M. Weber, Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen (1904), *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, 1924, S. 329 ff.

(3) 拙著『ドイツ金融資本成立史論』七七―七九以下を参照された。

- (4) 大塚久雄『歐洲經濟史』一五六ページ、高橋幸八郎『市民革命の構造』一五八ページ参照。
 (5) 松田智雄「營業の自由」Gewerbefreihait」土屋教授還暦記念論文集『資本主義の成立と發展』所収、二七〇ページ参照。
 なお、北条功「一八世紀後半の東ドイツにおける『農業革命』の特質」(『經濟學論集第二三卷第一・三号を参照せよ。]

一 王立マラパーネ製鉄所の創設

一七〇三年に Oberschlesien 最初の木炭高炉が Althammer に設置されて以来、ルッペル炉による塊鉄生産は高炉の鉄鉄生産とフリッシュ炉の鍛鉄生産との二工程に分化する。Schlesien がオーストリーからブレイセンの領有へ移行した一七四〇年当時既に、ルッペル炉三四と並んで、高炉一二、フリッシュ炉二八、鉄ハムマー二七が各地に散在し、主にグーツヘルンシャフトの農林業経営の一環に組込まれた、領主制農場用鍛冶場ともいべき存在形態をとっている。Schlesien の中でも Oder 河右岸や南部の Oberschlesien の総面積の三分の二を蔽っていた針葉樹の森林地帯が、そうした製鉄業のために恰好の發生基盤だった〔第一表参照〕。製鉄所経営は、ガラス製造所・煉瓦製造所・火酒蒸溜所・石灰炉等の経営とともに、グーツヘルンの山林利用の一手段となり、農民層の分解に伴い広汎に析出される賦役ゲルトナーやホイスラー等の下層農民の特殊な「賃労働」がそこへ吸収されてゆく。こうした製鉄所経営は、半年経営や四分の二年経営が多く、水不足や鉄鉱石調達難等のためにしばしば中断され、一七五〇年の Oberschlesien の鉄鉄生産量は僅か一、三三七トンと推定されている。

Schlesien の製鉄業および鉄工業の未成熟とあらば、をなして、オーストリーの Steiermark の大鎌・藁切・飼葉切等の鉄製品、オーストリー領シュレージエンの Würtenthal の針金、オーストリーとザクセンの鉄板等の輸入は

第1表 Schlesien 製鉄業の設備数

	高 炉	フリッシュ 炉		ル ム ム 炉	
		Oberschlesien 全体	Schlesien 全体	Oberschlesien 全体	Schlesien 全体
1756	20	20	43	43	50½
1768	27	27	68	56	35½
1774	34	32	80	68	31
1779	37	33	97	89	18
1780	—	36	—	109	—
1783	47	41	142	129	16
1785	47	42	153	144	12
1796	49	43	161	150	7
1800	54	46	170	150	5
1804	—	49	—	158	—
1805	59	—	185	—	5

フリードリッヒ人王は、その軍事的に絶対主義的権力を補強するために、Schlesien の鉱山業の保護育成政策を推進し、とりわけ一七五三年着工の王立Malapane 製鉄所をはじめ、一連の王立特権マニュファクチャの創出によりOberschlesien 製鉄業に新しい局面を拓く。

はじめにプロイセン絶対主義により創出された製鉄所および鉄工所の操業開始年度の主要設備を列挙しておく。

(1) 王立Malapane 製鉄所、一七五四年、木炭高炉二、フリッシュ炉一、(2) 王立Kreuzburg 製鉄所、一七五五年、木炭高炉一、フリッシュ炉一、(3) 王立Kraschew 製鉄所、一七六八年、フリッシュ炉二、(4) 王立Jedlitz 針金製造所、一七七六年、伸線機一、フリッシュ炉一、延棒マニヤハムマー、道具シナイムハムマー、(5) 王立Denhammer 製鉄所、一七八三年、フリッシュ炉一、薄板フレイヒハムマー、(6) Königsau 鉄工所、一七八九年、フリッシュ炉一、粗鋼製造場一、精鍊場二、大鍊製造場一、(7) 王立Gleitwitz 製鉄所、一七九六年、ヨークス高炉一、(8) 王立König 製鉄所、

Schlesien にとり不可欠だった。⁶⁾ところが、一七五三年にマリア・テレジアはSchlesien に対して高度の関税障壁を設定し、この『繁栄』の二大支柱たる、Breslau を拠点とする遠隔地商業とNiederschlesien の麻工業をいたく脅かした。こうして展開される普墺関税戦ならびに七年戦争を契機として、

一八〇二年、コークス高炉一。以上を燃料と動力の点から考察するならば、(1) (6)は木炭と水力、(7)はコークスと水力、(8)はコークスと蒸気力に立脚し、従って、(1) (6)については御料林の存在と水力利用、(8)については石炭埋藏と水力利用、(8)については石炭埋藏が立地条件に规定的に作用している。おあづかみに言つてMalapane周辺の森林地帯からBautzen 周辺の石炭地帯への重点の移行が認められるのであるが、その歴史的規定性を問題とするならば、(1) (5)は王立特権マニファクチャ、(6)はプレスラウ商人組合の特権マニファクチャ、(7) (8)は王立特権半工場ないし工場であり、農奴制に立脚する特権企業と規定さるべき性格には基本的な変化を認めえない。ところで、(3) (5)はいずれも(1)を基軸にその周辺に編成された外業部内存在であつたから、王立Malapane製鉄所の創設にややたちいつた考察を試みておきた。

- (1) K. Tanzer, Die oberschlesische Eisen- und Stahlindustrie bis zum Ersten Weltkrieg, in: *Deutschlands verlorenes Montanwertschaft*, hrsg. von P. H. Seraphim, 1955, S. 10. これはサッサン選帝侯國秘密顧問官 Graf J. Fleming による説述である。
- (2) H. Fechner, Geschichte des Schlesischen Berg- und Hüttenwesens in der Zeit Friedrich's des Großen, Friedrich Wilhelm's II. und Friedrich Wilhelm's III. 1741 bis 1806, *Zeitschrift für das Berg-, Hütten- und Salinenwesen im Preussischen State*, Bd. 48, 1900, S. 290. 以下 Fechner I, ZFBHS と略記して引用。なお、森林地帯の僻地の多数の采組経営行政当局者より摘採されたため、実際の設備数は上記の統計を遙かに上廻るものと推定されている (K. Tanzer, *a. a. O.*, S. 10.)。この点の検査は他の幾分と同様。
- (3) Fechner I, ZFBHS, Bd. 50, 1902, SS. 769~770.
- (4) J. Ziekursch, *Hundert Jahre schlesischer Agrargeschichte*, 1915, SS. 146~147.
- (5) H. Voltz, *Handbuch des Oberschlesischen Industriebezirks*, 1913, S. 690.
- (6) Fechner I, ZFBHS, Bd. 50, 1902, S. 787.

(c) Felsch, Die Wirtschaftspolitik des Preussischen Staates bei der Gründung der oberschlesischen Kohlen- und Eisenindustrie (1741 bis 1871), ZfBHS, Bd. 67, 1919, S. 314. Breslau はポーランド・ロシア・マラキヤ・セルタウ・クリム・トルコ等の東方諸國の原料品と西方諸國の工業製品や植民地商品とを交易する仲立商業の拠点であった。Niederschlesien の麻工業については、酒井良彦「ドイツ農工業の性格」、高橋幸八郎編著「近代資本主義の成立」所収、二二三ページ以下を参照せよ。

Schlesien の要塞に対する銃砲彈供給を目的とする製鉄所は、一七五三年三月一日付の命令に基づき、王室上級山岳大臣 Reinantz の主導により Malapane 河左岸の Kraschew 森林地帯に建設された。高炉建設は Oppeln の左官親方が担当し、v. Rochow 連隊や v. Hauscharmoy 連隊の兵士が左官や大工として充用され、周辺村落からも強制労働力が徴発されており、第一高炉は五年八月、第二高炉は一〇月に送風を開始している。では、この王立 Malapane 製鉄所の労働力の存在形態はどうであったか。

高炉やフリッシュ炉の木炭用材は御料林から各高炉に六、〇〇〇 Klf. 割当てられ、Oppeln の御料地隸民の賦役労働が木材伐採に充用された。だが、代採夫や炭焼夫を確保し、製鉄所従業者に食料を供給するために、製鉄所コロニー設置が構想されねばならなかった。これはまず王立 Kreuzburg 製鉄所の Friedrichsthal コロニーにより実現され、一七五五年に二五家族(ハザクセン)二、オーストリー領シレージェン一、ヘーメンのノス教徒五、御料地隸民一七)が入植している。王立 Malapane 製鉄所の Hütendorf コロニーには漸く六七年に Oppeln の不定住の御料地隸民五家族が入植を希望し、入植者に対して、(1)耕地二モルゲン、牧草地一モルゲン、(2)一〇年間の賃借料免除、(3)製鉄所存続期間の貢租(賦役免除)、(4)無料の建築用材と燃料用材、(5)軍隊舎営割当免除、(6)子供の強制奉仕免除、(7)二五 Klf. の前貸、(8)免除年満期後に毎月二二 Gr. の賃借料支払、以上の特権が賦与された。僻地における勞

働力調達の困難さをここに看取することができよう。

鉄鉱石調達はどうか。銃砲彈鑄造用の沼鉄ツァーレンツェは周辺の御料地から豊富に採掘されたが、棒鉄や販売用鑄物に必要な粗鉄グロブアイゼンは、マールリッシヒ Baron v. Larisch の Grob-Stein の所領やヘンケル Graf Henckel v. Donnermarck-Neudeck の Tarnowitz の所領の鉱坑から購入されねばならなかつた。この粗鉄運搬のために御料地隸民に各々年

間四〇シュテークトール 鋸槽を製鉄所へ運搬する賦役が課されている。賦役の重圧にあえぐ御料地隸民は、一七六一年には粗鉄や木材の運搬を拒否し、軍隊の出動により強制されさせた。とりわけ Tarnowitz からの運搬は九哩もの道程に及び、冬の凍結した道路はともかく、雪が融けるとくるぶしまで泥につかる慧路の運搬は苛酷な重労働となる。運搬賃は Zlt. 哩当り六 Sgr. から六 Gr. へ、更に九 Sgr. へ引上げられたが、粗鉄運搬に対する反抗は止まなかつたため、ブレスラウ地方政庁は、七〇年に Oppeln, Grobstrahlitz, Lubinitz, Tost, Beuthen の諸都ノブリスに、

年間一、五〇〇 鋸槽の Tarnowitz の粗鉄の運搬賦役を割當つた。だが、これも該当村落共同体の反対により間もなく廃業され、粗鉄運搬の停滞のため王立 Malapane 製鉄所の粗鉄貯蔵は枯渇し、完全な操業中止の危機が招来されたほどだった。こうした粗鉄調達難はその後も頻発し、村落共同体の軍用品運搬賦役を免除して Tarnowitz からの粗鉄運搬賦役が課されたり、塩運搬夫に Tarnowitz からの帰路に粗鉄を運搬させたり、粗悪な粗鉄の運搬に対して運搬賃支払が停止されたり、多様な対策がとられている。

王立 Malapane 製鉄所の高炉やフリッシヒ 炉の各生産工程の労働力の存在形態に關しては、直接に検討しうる資料が欠如する。しかし、Herzog v. Württemberg-Oals が Oppeln 郡の Krogulno に設立した製鉄所経営に關して、一七六二年に大公が Schlesien 州長官 v. Schlarendorff に提供した賃銀一覧〔第 2 表、參照〕は、當時に一般的

な時間賃銀と請負賃銀との複合形態を明示しており、王立製鉄所の場合もこうした形態が支配していた。かのシェーン Theodor v. Schön は一七九七年に王立 Kreuzburg 製鉄所を訪問したおり、「労働者は、一部は週ごとに、一部は個数またはむしろツェントナーにより、支払われる」と記した¹⁰⁾。一面、高炉の冷却や清掃等による経営の頻繁な中断に制約され、労働者に固定賃銀を保証するための時間賃銀の形態、他面、高炉とフリッシュェ炉の生産の質量が専ら労働者の手工業的熟練に依存することに制約されて、手工業に慣用の請負賃銀の形態、以上二形態の複合が賃銀支払の基本形態となったのだ。一七七四年に三〇名の職員・労働者を擁した王立 Malapane 製鉄所では、Krogho 製鉄所よりも一段と進んだ経営内分業の存在を推定しうるが、それはさておき、高炉やフリッシュェ炉の生産工程は熟練労働を必要としたため、創設にあたり、Freiherr v. Löwenron の Turawa の所領から最初の高炉親方が招聘されたほか、Mark, Harz, Sachsen, Böhmen, Mähren, Niederlausitz, Trier 等の諸地方から労働者が誘致され、更に鋳型工の養成も行われている¹¹⁾。こうした労働者には、住居・耕地・無料の木材・免税・兵役免除その他の特権が賦与されたが、一七五五年三月二日の勅令により王立製鉄所の職員・労働者は、(1)軍隊舎営割当免除、(2)家族を含む徴兵¹²⁾および兵籍編入免除、(3)地租と職業^{オムレスグット}税の免除、(4)生活必需品購入の自由、(5)良賃・豊富かつ廉価なビールと火酒の販売、等を保証された¹³⁾。これはもとより、特権を賦与して熟練労働者を誘致し、技術を移植・培養するための措置である。

ところで、こうした特権の賦与は、プロイセン絶対主義の鉱山業の保護育成政策の一環として鉱山業一般の労働者に対しても行われたのであって、一七六九年二月二日布告の鉱大特権 Privilegium für die Bergleute im souveränen Herzogthum Schlesien und der Grafschaft Glatz の諸規定は、一八六五年六月二四日のプロイセン

の形態と賃銀支払の形態 (1761)

Ⅲ フリッシュ炉	Rtl.	Sgr.	d'
1) 精錬親方、請負賃銀で年に	32	—	—
a) その他に無料の住居と無料の薪	—	4	—
b) 薪のために鍛造鉄 Ztr. につき	—	—	—
c) 鍛工道具の維持のため、条鉄 1 Ztr.	—	—	—
d) 8 Ztr. の銃鉄から 5 Ztr. の鍛鉄を提供する責任があり、そのばあい Ztr. につき	1	—	—
それ以上を提供すれば別途に Ztr. につき 1 Rtl. の支払をうけ、それ以下を提供すれば Ztr. につき 1 Rtlr. を支払う	—	—	—
e) 道具の修理のために年に $\frac{1}{8}$ ビール	—	—	—
f) フリッシュ炉休止中、休業金として週に	1	10	—
2) 前鍛冶、請負賃銀で年に	20	—	—
a) 鍛造鉄 Ztr. につき	—	2	—
b) フリッシュ炉休止中、週に	—	20	—
3) ハママー鍛冶、請負賃銀で年に	16	—	—
a) 鍛造鉄 Ztr. につき	—	2	—
b) フリッシュ炉休止中、週に	—	15	—
4) ハママー鍛冶、請負賃銀で年に	10	—	—
a) 鍛造鉄 Ztr. につき	—	2	—
b) フリッシュ炉休止中、他の鍛冶場で仕事口をえる	—	—	—
5/6) 2名の炭盛、各々年に	4	—	—
a) Ztr. につき	—	1	6
7/10) 4名の炭焼夫、各々 Klf. につき	—	2	—

一般鉱業法 Das allgemeine Berggesetz für die Preussischen Staaten の公布にいたるまでの基礎規定をなす。それは鉱夫に、(1)任意定住の自由、(2)家族を含む徴兵免除、(3)世襲隸民制からの自由、(4)自治体負担免除、(5)軍隊含管割当免除、(6)領主裁判権からの自由、(7)試掘採掘許可申請権、(8)移住の自由、(9)採掘鉱坑で八週間、払込鉱坑で四週間の罹病補助賃銀、(10)鉱夫組合加入とその二株の鉱山株の無料交付、(11)移動鉱夫に旅費、等の特権を賦与した¹⁴⁾。しかし現実には、外国人熟練労働者はともかくも、世襲隸民のこの特権的を鉱夫身分への上昇は、グーツヘル的規制と村落共同体的規制により、容易には実現されえなかつたようだ。とりわけ、鉱夫特権の諸規定により権限を侵犯されるグーツヘル層は頑強な抵抗を試みたため、一七七三年の布告はグーツヘルに世襲隸民の鉱夫への転職を拒否する権限を容認している。こうして労働力の調達難が鋭化した結果、Schlesien 上級^{すべ、レグ}鉱山監督局長^{ハッ}

第2表 Krogulno 製鉄所の労働力編制

I 会 計	Rtl.	Sgr.	d'
1) 出納係, 現物貨銀を除いて, 年俸	100	—	—
2) 管理係, " " "	50	—	—
両者は販売された鉄 Ztr. について	—	1	—
II 高 炉			
1) 高炉親方, 週賃銀で高炉操業中, 自身と 仕事場職人とのために	5	10	—
a) 高炉休止中, 休業金として週に	2	—	—
b) その他に鑄造鉄 Ztr. につき	—	10	—
c) 通常の粘土型鑄造 Ztr. につき	—	4½	—
d) 上質の砂型鑄造 Ztr. につき	—	6	—
e) 鑄物型鑄造 Ztr. につき	—	4	—
3/2) 2名の木炭運搬夫, 各々週に	1	10	—
4/2) 2名の鉄鉱石—木炭装填夫, 各々週に	1	10	—
6) 石炭採集夫週に	1	—	—
以上, 高炉の送風と火消のおりに $\frac{1}{8}$ ビール			
7/2) 鉄鉱石採掘夫マルテル(8シェッフェ ル)につき	1	—	—
a) 最上質の鉄鉱石に対しては	1	10	—
b) 100マルテルにつき $\frac{1}{8}$ ビール			
c) 長靴のために年に	1	—	—

とて陶冶されて世襲隸民から上昇しつつある半熟練労働力、(3)大群の世襲隸民の未熟練労働力、という階層的―身分的秩序が形成されていた。

農民層の分解の進展に伴い急速に増加した賦役ゲルトナーやホイスラー等の下層農民の特殊な『賃労働』は、総

ーデン Freiherr v. Reden はこの布告の廃棄と鉱夫特権の復活を要求するにいたつたが、ベルリンの採 鉱 冶 金 部 長 ハイニッツ Freiherr v. Heinitz の妥協的解決に落着した。つまり、鉱山業に従事する世襲隸民は、世襲隸民制から解放されて適当に賃銀支払をうける代償として、解放金を支払い、鉱山監督局の同意をえてグーツヘルが決定した金額が賦払で賃銀から控除される建前となった。ともあれ、こうした熟練労働力の移植・培養の過程から、鉱山業の労働力には、(1)特権を完全に賦与された、大抵は外国人からなる少数の熟練労働力、(2)そのも

じて、木材伐採や運搬等の如き未熟練労働としてのみ使用されうるにすぎず、熟練労働力の不足がつねに主要な隘路をなしていた。そこで、費用の甚む外国人熟練労働者はまず王立製鉄所へ招聘され、新しい環境に適応したのち、鉱山監督局の仲介により経営指揮や技術指導のために私立製鉄所へ移植されたのであり、王立製鉄所はこうして熟練労働力の培養基の役割を果たしたのである。

- (1) Fechner I, *ZfBHS*, Bd. 49, 1901, S. 270.
- (2) W. O. Henderson, *The State and the Industrial Revolution in Prussia 1740-1870*, 1958, p. 6.
- (3) Gontzen, *Denkschrift zur Feier des hundertfünfzigjährigen Bestehens der Königliche Hütte zu Malapane*, *ZfBHS*, Bd. 52, 1904, S. 204.
- (4) Fechner I, *ZfBHS*, Bd. 50, 1902, S. 704.
- (5) Fechner, *Die Königliche Eisenhüttenwerke Malapane und Kreuzburgschütte bis zu ihren Uebernahme durch das Schlesische Oberbergamt 1753 bis 1780*, *ZfBHS*, Bd. 43, 1895, SS. 86~87. 以下 Fechner II として引用。入植者に六年間の賃借料免除、四分の三ミンヤンマルの播種の菜園地、四分の二ミンヤンマルの耕地、二ミンヤンマルの牧草干草等が認められた。なお、その地方で普通の賃銀で年間各四〇Kfl. の木材伐採の義務が課されていた。さしあたって森林開墾に従事したため、入植者は最初の一〇年間は製鉄所のためにさしたる労働をなすこともできなかった。多くの離脱者を生じて入植者は一七五六年に一四家族へ減少したが、六八年には四〇家族へ増加してゐる。
- (6) Fechner II, S. 87. (7) *Ibid.*, S. 85.
- (8) Fechner I, *ZfBHS*, Bd. 50, 1902, SS. 701~703.
- (9) K. Franke, *Die oberschlesische Industriezentren von 1740-1886*, 1936, SS. 24~25. 以下 Fechner I, *ZfBHS*, Bd. 50, 1902, S. 697. により補足した。なお、現物給与が除外されている点に留意を要する。マヒナーは「フリマシヤ親方」の年賃銀は、住居・木材・付加収入・材料等を除外して、麻織工の年賃銀を二五%上廻っていたと推定している。
- (10) K. Franke, *a. a. O.*, S. 24. (11) Fechner I, *ZfBHS*, Bd. 50, 1902, S. 718.

(3) Gentzen, a. a. O., S. 202. K. Franke, a. a. O., S. 9. (3) Gentzen, a. a. O., S. 202.

(4) Fechner I, ZfBHS, Bd. 48, 1900, SS. 392~393. この鉱夫特権の諸規定がすべて一八六五年まで存続したわけではなかつた。たとえば(3)は一八一三年八月一日に、(4)は一八二〇年三月一日に廃棄されており、更に五〇年代以降のもらもろの鉱業立法を経て、ブライセン一般鉱業法により総合的廃棄がなされたのである。(Vgl. K. Franke, a. a. O., SS. 20, 53, 拙稿「ナール鉱労働力の存在形態」経済論叢第八二巻第三号四ページ)。

(5) K. Franke, a. a. O., S. 20. (5) *ibid.*, SS. 3-14.

(6) Schlesien は住民の民族・土地保有権・賦役量の点から、おおむねドイツと Deutschschlesien と Polishschlesien とを區別せられ、これは従って Niederschlesien と Oberschlesien との區別に照応して居る。第 4 表 (J. Ziekursch, a. a. O., S. 135) と第 4 表 (*ibid.*, S. 409) 41' Deutschschlesien (= Grenzstreifen, Mittelschlesien, Niederschlesien) と Polishschlesien との農民層の階層分化について示しており、第 3 表とは Deutschschlesien に特徴的な打穀ゲルトナーと Polishschlesien に特徴的な賦役ゲルトナーとは準仕ゲルトナーとして一括されている。ところで Polishschlesien の場合、自由ゲルトナーとホイスラーの相対的に少ない割合と賦役ゲルトナーの著しく大きな割合が注意をひく。一七七八年から一八〇七年にかけて、Grenzstreifen 三三・五%、Mittelschlesien 三四・六%、Nordschlesien 二九・二%に対して Polishschlesien は七六・一%の人口増加を示した。Polnischschlesien のこうした急速な人口増加は、ポーランド人住民の自然増に基づき、主として賦役ゲルトナーやホイスラーの農民層の下層部分が增大する。この農民層分解の下層部分はグーツヘルンシャフトの農林業経営や工鉱業経営へ汲取られてゆく (Vgl. *ibid.*, SS. 140~147)。そして Deutschschlesien の農民の良好な世襲的土地保有権と週に一日二日の不定量賦役とは対照的に Polishschlesien では農民の劣弱な非世襲的土地保有権と週に五日六日の不定量賦役が支配する。賦役ゲルトナーは、領主直営地で毎日手賦役を行い、賄と小額の貨幣賃銀を支給されたが、その主要な給付は、同様にラズベジツツのもとにある耕地・菜園地で、これはときには三〇モルゲンにも及んだ。賦役ゲルトナーはまた、往々にして役畜も所有したが、畜耕賦役を行うことは許されず、役畜を自己の保有地の耕作のために、あるいは余暇に、工鉱業が機会を与える貨運搬のために利用した。ホイスラーは、数モルゲンから一〇モルゲンまでの耕地・菜園地を保有し、僅少の手賦役を行つたほか、グーツヘルンの要求に応じて賄と小額の貨幣賃銀の支給をうけて日傭労働に従事する義務を負う (J. Ziekursch,

第3表 1767年の Schlesien の農民階級の階層分化

	農 民	自 由 ゲ ル ト ナ ー	賦 役 ゲ ル ト ナ ー	ホ イ ス ラ ー	
Grenzstreifen	21.5%	10.7%	24.8%	43.0%	=100%=75,825人
Mittelschlesien	22.0	30.9	31.4	15.7	=100 =41,769
Nordschlesien	24.1	14.0	40.1	21.8	=100 =32,367
PoInischschlesien	33.0	14.3	37.2	15.5	=100 =33,943

第4表 1767年の PoInischschlesien の農民階級の階層分化

郡 ク ラ ウ ス	農 民	二 分 の 一 農 民	自 由 ゲ ル ト ナ ー	賦 役 ゲ ル ト ナ ー	ホ イ ス ラ ー	営 業 従 事 者	
						定 住	不 定 住
Oppeln	984	431	471	1,437	513	177	22
Kosel	614	55	491	768	388	133	13
Ratibor	1,283	33	864	1,974	625	512	30
Pleß	1,279	33	298	1,214	2,372	487	90
Beuthen	639	156	95	932	143	65	30
Tost=Gleiwitz	1,445	122	369	1,803	384	381	114
Großstrehlitz	707	174	371	686	198	145	15
Lublinitz	339	546	362	842	134	251	13
Rosenberg	681	75	324	973	113	252	81
Kreuzburg	450	100	163	788	164	128	30
Namslau	533	47	359	611	132	124	70
Gr. Wartenberg	399	55	682	624	96	242	128
	9,353	1,827	4,849	12,652	5,262	2,897	636
	11,180						

オーベル・シュレージエン製鉄業の創出過程

第八十五卷

三五〇

第五号

五二

a. a. O., SS. 73~93, G. Dessenmann, *Geschichte der Schlesischen Agrarverfassung*, 1904, S. 75). こうした下層農民の賦役と相似た特殊な「賃労働」の意義については北条功氏は次のように指摘する。「問題は、農民層の分解の進展の結果として増加したと推論される賃労働者の多くが、農民経営の内部にはなくして、領主直営地経営の内部に吸収されて、そこにおける特殊な賃労働者(インストロイテ及び「狭義のゲルトナー」等)として存在したと推定される点である」と(前掲論文(三)三七ページ)。

⑨ K. Franke, a. a. O., SS. 5~10.

二 国庫的—商人的独占の形成

王立製鉄所は砲弾、榴弾、霰弾、小銃弾等の銃砲弾製造に重点をおいて、七年戦争の軍需品生産の一翼を担う。しかし、一七七一年末から銃砲弾受註が途絶して窮地に陥って以後、その重点は炉、深鍋、釜、臼、坩堝、蒸焼鍋、車、錐等の販売用鑄物の鑄造へ移行し、地方政府にバックアップされて『強力的』に市場が開拓されてゆく。だが、王立製鉄所は競合関係にたつグーツヘルの製鉄所と隔絶した生産能力をもっていたわけではない。八三年の年間出鉄量をとってみよう。王立 Malapane 製鉄所の高炉の五、〇〇〇 Ztr. に対して、(メンケル(Neudeck系)の Beuthen 郡 Brinize の所領に六八年設立の高炉 v. Grotowsky の Lubinitz 郡 Koschnieder の所領に八三年設立の高炉 v. Werner の Tost-Gleiwitz 郡 Birschin の所領に八三年設立の高炉の如きは六、〇〇〇 Ztr. に及んでいる。七年戦争以後、著しい農村工業の成長と社会的分業の発展をふまえて、グーツヘルの経営する高炉、フリッシュェル、棒鉄ハムマー、薄板ハムマー、延棒ハムマーが簇生し、なかには王立製鉄所の生産能力さえ凌駕するものも登場したのである。こうした展開と対応して、一七七七年にハイニッツが採鉱—冶金部長に、七八年にその甥のレーデンが Schlesien 上級鉱山監督局長に任命されたのち、鉱山業の流通規制の編成替が行われる。

プロイセン領下の Schlesien は、Brandenburg, Pommern, Magdeburg, Halberstadt 等の旧プロイセン地方とは差別待遇され、国内関税障壁の設定はもとより、旧プロイセン地方の商品の『配分』(「購入強制」をうけていた。たとえば、Mark の鉄やガラスが Schlesien へ配分され、Schlesien の鉄やガラスの旧プロイセン地方への販売は阻止される。こうしたフリードリッヒ大王の旧プロイセン地方優遇政策は一七七九年一月四日の命令により廃棄され、Schlesien の鉄の Mark, Pommern, Ost-Westpreußen 諸地方への販売が許可されて Oder 河流域の市場が開放されると同時に、Mark の鉄の Schlesien に対する『配分』も消滅した。

ところで Schlesien に強固な地歩を維持していたオーストリーの鉄に対しては、既に一七六四年に州長官 Schlaendorff により鉄鉄と粗鋼の輸入禁止措置がとられたが、大鎌や葉切等の Steiermark の鉄製品の輸入は、州内生産が未成熟なために六七年に三〇%の関税が賦課されるにとどめられた。更に、その後急速に抬頭してプロイセンの国内市場にも喰い込んできたスエーデンの鉄は、七九年一月四日の命令により、Kurmark, Neumark, Pommern 諸地方への輸入禁止、Ost-Westpreußen については鉄消費量の三分の一に抑制する輸入制限、八二年四月五日の命令により Schlesien への輸入禁止、等の措置をうける。

こうした措置とあいまって、Oberschlesien 製鉄業に対して、価格規制、外国材料輸入証明制、品質検査制とくにルッペル炉駆逐のための輸向鉄の品質検査制等の流通規制が実施されただけでなく、上級鉱山監督局は、八四年一月三十一日にその管理下に設立したブレスラウ産物商館により、Schlesien 鉱山業の流通過程におけるプロイセン国庫の独占的地位を創出する。仲立商業に重点をおくブレスラウ商人組合を排除し、銅鉄取引を独占するために設立された鉱産物商館は、銅・鉄板のみでなく青色染料・鉄製品・石炭等の鉱産物の流通過程をも

掌握した。私立製鉄所との供給契約や、一定量の棒鉄供給を条件とする製鉄所新設の認可といった方式で、鉱産物商館は、鉱山業の公企業の生産物をもとより、私企業が生産物をも支配し、あまつさえ外国の鉱産物の大規模な仲立商業さえ営んだのである。そうした仲立商業の取扱商品の一部を列挙すれば次のように多彩である。イングランドの鉛・白墨・硫黄・蛇紋石製品・礬類・漂布土・錫、オランダの礬砂・酸化鉛・水銀・群青・辰砂、エルザスの土瀝青・燧石、ヴェニスの礬砂・石油・齒砂、ザクセンの青色染料・紅花染料・錫、ハレの礬土・緑青、マルクの鉄板、ゴスラーの鉛・鉛黄・硫黄・黄土・礬類・亜鉛、マゲデブルクの齒砂・蛇紋石製品・黄土・礬類、ローテンブルクの磨石・銅、ホーヘンシュタインの黄金染料・雪花石膏、フライエンヴァルデの明礬、ボムメルンの琥珀、カールスヴェルクの針金、ベネーメンの青色染料、モンペリエの緑青、ノルウエーの白墨、ロシアとベルシアの石油、東インドの硝石・亜鉛、アイスランドの軽石・硫黄等。¹⁰⁾

しかも、鉱産物商館は、関税と消費税アクチゼの免除の特権を享受して、鉱産物取引の事実上の独占的地位を確立した。こうして鉱産物取引における嘗つての地歩を喪失した商人組合は、八六年一〇月二日に国王 Friedrich Wilhelm II. von Schlesien の鉄・銅・鉄板・青色染料・硝石等のプロイセンの他の諸地方における取引権の再交付を直訴し、同時に、鉱産物商館が国内消費のみならず仲立商業にも外国の鉱産物を輸入することを非難して、上級鉱山監督局の一切の商行為を禁止することを要求した。国王の命令により、(1) 国産鉄の取引に消費税免除、(2) 鉱産物商館の鉄価格は常に商人組合の鉄価格と同一にされ、これを下廻らないこと、(3) 鉄の品質検査の上級鉱山監督局から造幣局長への移管、(4) 商品としてプロイセンの他の諸地方へ移出される一切の鉄は同一の公課アクトクガに服する、(5) 係争仲裁のための委員会任命、等の譲歩が商人組合に与えられている。その後、商人組合は鉄取引のみでなく、鉱産物一般の

取引の自由(「特權的自由」を恢復していったとしても、¹¹⁾ 鉱産物商館の商行為は依然として活潑であり、これと商人組合との抱合した形態で、鉱山業の流通過程において前期的な、国庫的、商人的、独占が形成されていたと言っても過言ではない。

- (1) Gentzen, a. a. O., SS. 205~206.
- (2) Vgl. Fechner I, ZfBHS, Bd. 49, 1901, SS. 489~501.
- (3) Fechner I, ZfBHS, Bd. 50, 1902, SS. 738-739, 745, 756.
- (4) 一七六七年から七八年までの間に、農村手工業者数は、Nordschlesien 五九%、Mittelschlesien 五九・六%、Grenzstrafen 六九・二%、Polnischschlesien 七五・八%増加して、総数約二七、〇〇〇名から約四五、〇〇〇名へ飛躍的に増大した。なお、この七八年の約四五、〇〇〇名の農村手工業者数は、右の地帯順に一七・三%、二四・二%、四四・七%、一三・八%の

第5表 1778年の営業従事者

	Polnischschlesien	Grenzstreifen
工 工 工 } 挽 冶 工 } 2,470人 } 3,138人		
工 工 工 } 織 織 工 } 810 } 6,600		
工 工 工 } 白 工 工 } — } 226		
夫 夫 夫 } 鋳 鋳 鋳 } 618 } 322		
工 工 工 } 靴 車 指 } 大 物 } 298 } 1,011		
工 工 工 } 大 立 屋 } 285 } 1,108		
者 者 者 } ビール 醸 造 } 火 酒 蒸 溜 } 245 } 1,082		
工 工 工 } 陶 ガ ラ ス } 49 } 93		
工 工 工 } 煉 瓦 皮 } 45 } —		
工 工 工 } 毛 皮 工 } 35 } 113		
工 工 工 } 石 油 工 } 一 } 330		
工 工 工 } 肉 燻 屋 } 106 } 577		
人 人 人 } パ 条 商 } 96 } 928		
人 人 人 } 小 商 理 } 180 } 1,390		
人 人 人 } 髮 師 } 60 } 1,227		
人 人 人 } 理 染 } 一 } 116		
人 人 人 } 一 } 一 } 110		

割合で分布している (J. Zielkusch, a. a. O., S. 147)。麻工業地帯の Grenzstreifen と製鉄業地帯の Polnischschlesien との管業従事者 (『殆んど農村手工業者』) の構成を示す第 6 表 (ibid., SS. 139, 147)。† Schlesien のなかの先進地帯と後進地帯との社会的分業の発展形態を示す。

(5) Fechner, Die Gründungsgeschichte des Eisens- und Stahlwaarenfabrik Königsnd in Oberschlesien, ZfBHS, Bd. 40, 1892, S. 279. 以下 Fechner III 以下に用出。

(6) Feisch, a. a. O., SS. 317, 323. (7) Fechner III, S. 279.

(8) Fechner I, ZfBHS, Bd. 49, 1901, S. 532. (9) Feisch, a. a. O., SS. 324~325.

(10) Fechner I, ZfBHS, Bd. 49, 1901, SS. 522~523. (11) Vgl. ibid., SS. 523~526.

* ノレスラウ商人組合の特権商人としての性格は、ケーニヒスブルク鉄工所の設立の経過により端的に示される。巨額の粗鋼・鉄・鉄製品をオーストリーの Steiermark から輸入して、ポーランドやバルト海沿岸諸国へ輸出する仲立商業を大規模に営んできた商人組合は、フリードリヒ大王は、Schlesien に鉄工業を確立して Steiermark の鉄製品を駆逐するための鉄工所の設立を担当させようとした。一七八三年九月一日に、三七一商社の参加する商人組合の商人長老は、鐵・大鎌・鎌・鋤葉切・斧・鑿・錐・截断刀・鉋身・鉄等の鉄製品を生産する鉄工所設立の後援をうけ、(1)無利子の資金前貸、(2)Gütermark や Berg から労働者の招聘、(3) Steiermark, Nassau, Siegen, Schmalkalden からの鋼の入手、(4)Oberschlesien の私企業への鉄の免許を許可、(5)前記の鉄製品の販売に独占賦与、(6)上級鉱山監督局の監督権は留保、(7)設立資金の株式による調達を許可、以上の国王の支援条件を提示された。これに対して、商人組合は九月一六日に次の条件で受諾することを決定する。(1)設備資金全額前貸、(2)敷地撰択の自由とその無償交付、(3)Steiermark と Berg から監督者と主要労働者の招聘、(4)鋼の配慮、(5)原料に対し関税と消費税の免除、(6)展示会で優良品と判定された商品と同種の外国商品の通過の禁止、(7)労働者の兵役と軍隊管割当の免除、(8)Schlesien と Glatz に対する排他的特権の賦与、他のプロイセン諸地方からの同種商品の移入禁止、鉄工所製品の他のプロイセン諸地方への移出許可、(9)鉄工所設立を商人組合に単独委任。しかし、こうした商人組合の要求は制限されて、八五年七月六日付の国王特権により以下の諸点が確定された。(1)Schlesien および Glatz に欠如する鉄鋼製品の生産を許可、(2)Schlesien および Glatz で自由な販売を許可、但し、他のプロイ

セン諸地方では、國王が Rahlha の鍛冶工を移住させた Neustadt-Eberwalde の製品に対する商社 Spitzberger の特権に抵触せず、他の生産者の利益を侵犯しないう限りで許可、(3) 鋼生産に関する Kouhass の特権は鉄工所へ移行、(4) 原料の自由な輸入を許可、但し、できる限り Oberschlesien の企業から購入、(5) Schlesien の鋼が同品質に達するまで外国の鋼の輸入を許可、但し、上級鉱山監督局の輸入許可証を要する、(6) 製品の輸出のためにも同局の証明書を要する、(7) 自己消費量に限り粗鋼生産を許可、(8) 外国人労働者に対してのみ徴兵免除、(9) 二年以内に設備完成の場合にはじめて特権は発効、(10) 鉄工所の検査、製品の品質検査と価格規制、鉄工所経営の準備の指令、等の権限は上級鉱山監督局に留保 (Fechner III, Ss. 280~281)。以前の商人組合の要求のうち、とくに(7)と(8)はこの國王特権の規定により制限され、(1)も大王の死后にはかなりの制約をうけたとしても、Malgagne 河右岸の建設用地や建設用材の無償交付をはじめ、幾多の特権を賦与されて、Königsstuhl 鉄工所は Schlesien の年々商人組合の七八商社の参加の下に設立された。「國王の仁慈」の名にちなむとして、Königsstuhl 鉄工所は Schlesien の私企業の中で豊富な國王の支援を享受したものはなごんと言われてゐる (Vgl. Fechner I, ZfBHS, Bd. 49, 1901, S. 286, Bd. 50, 1902, S. 734, Fechner III, Ss. 281~288)。

三 展望——工場制への移行と大貴族経営の進出——

一七七九年にハイニッツは Oberschlesien 製鉄業の達成すべき目標の一つとして、なおルッペ炉の木炭高炉への転化を問題としていたのに、イギリスでは既に一八世紀半ばまでにダービー Abraham Darby 父子の努力によりコークスによる銑鉄生産が成功を収めており、八四年にはコート Henry Cort のパッドル法の発明により石灰による棒鉄生産も実現した。こうして、イギリス製鉄業は自生的な産業革命の展開のさ中で、コークス高炉とパッドル炉により森林から解放され、蒸気機関により水力からも独立して、大きく発展する基礎を固めていた。このような世界的段階の側面をうけて、Oberschlesien 製鉄業においても漸く木炭からコークスへ、水力から蒸気力への

移行が口程にのぼる。

Oberschlesien には素材的に、木炭高炉に有利な条件と同時に、コークス高炉にも有利な条件が存在した。即ち、最下層に石炭、その上層に亜鉛―鉛鉱石・石灰や白雲石、更にその上層に鉄鉱石、といったように、資源が重畳して埋蔵されていたからだ。とはいえ、木炭から石炭への移行は、なによりもまず、グーツヘル（Gutzwiller）の山林所有の利害により制約されていた。製鉄所経営はその山林利用の最も確実な手段であったため、グーツヘルは木炭高炉を温存して山林所有の利害と対立するコークス高炉への移行や石炭鉱業の経営に関心を示そうとしない。ハンケル（Hankel）〔Siamiatnowitz系〕の如きは、石炭は山林利用を狭隘にするゆえに有益であるよりはむしろ有害であると言明した。しかし、山林濫伐に伴う木材価格の騰貴が漸く木炭高炉経営を脅かし始めただけでなく、木材は石炭の如く迅速かつ大量に供給を拡大しえないため、木炭高炉はコークス高炉と異って大量生産へ発展しうる条件を欠いている。従って、プロイセン鉱業官僚の中にも、山林経営と製鉄業経営との結合を固執するハイニッツの立場と、石炭鉱業経営と製鉄業経営との結合を創出しようとするレーデンの立場との対立が伏在し、前者がさしあたって政策決定の基調をなしていたとしても、イギリス産業革命の側庄は後者を前面に押し出さないではおかない。それに伴い、Oberschlesien 製鉄業における木炭から石炭への移行の第一歩は、王立特権工場（王立模範工場）の設立によって踏み出される。

一七八六年一〇月のレーデンのイギリス製鉄業の視察旅行、それを契機に翌八八年一月に Oberschlesien へ招聘されたウィルキンソン William Wilkinson の助言、八九年半ばから九〇年二月にかけてのレーデンのイングラント、スコットランド、北フランス、ベルギー等の製鉄業の再度の視察旅行、こうした準備段階を経て大陸最初のコークス高炉を擁する王立 Gleiwitz 製鉄所が九六年に完成された。当初の計画は Beuthen 周辺の Zaborze の石

炭地帯にコークス高炉を設置して、蒸気機関によるシンルンダー送風をも予定していたが、蒸気力送風が不確実なため、水力送風に変更されて、Klodnitz 河の利用のほか、王立 Königin-Luise 炭坑の焙焼設備の利用や王立 Malapane 製鉄所からの高炉建設用鑄造品輸送の便宜を考慮して、Gleiwitz に建設されたのである。更に、蒸気力送風のコークス高炉を擁する王立製鉄所を建設し、それを王立炭坑と結合する計画が九七年一月一日の特別命令により許可されて、Butten 南東の石炭地帯に王立 König 製鉄所が建設される。大陸最大のコークス高炉たる、第一高炉は一八〇二年に、第二高炉は翌〇三年に送風を開始し、隣接の王立 König 炭坑がその製鉄所炭坑（ヒュンメルツ）となった。こうして、農奴制工場ともいふべき王立 König 製鉄所により Oberschlesien 製鉄業における工場制への移行が開始されるのであるが、そうした展開の底を貫く一筋の赤い糸は軍事的視点であり、一八〇四年設立の王立 Gleiwitz 製鉄所の大砲（砲彈）鑄造所や〇九年設立の王立 Malapane 製鉄所の小銃製造所をはじめ、王立製鉄所の生産施設は一八一三—一五年の『解放戦争』のさうのブ、ロイセン軍隊武装の物質的基礎となる。¹⁰⁾

(1) Fechner I, ZfBHS, Bd. 49, 1901, S. 433.

(2) 製鉄業における工場制（機械制大工業）への移行の第一段階は蒸気力送風に基くコークス高炉の導入に、その第二段階は「スマッセマー製鋼法（一八五五年発明）の導入に、指標が求められる。この第二段階を経て鉄鋼業が成立する。パッドル炉はなお手工業的熟練に依存し、三トンの鉄鉄を錬鉄へ転化するのに二四時間を要したが、スマッセマー転炉では一五—二〇トンの鉄鉄を鋼鉄へ転化するのに一五—二〇分を要した（O. Stilleh u. H. Staudel, Eisenhütte, 1902, SS. 7—9）。

(3) Fdsch, a. a. O., S. 330. ① *ibid.*, S. 329.

(5) Vgl. *ibid.*, SS. 338—357. ② Vgl. Fechner I, ZfBHS, Bd. 49, 1901, SS. 263—267.

(7) R. v. Carnall, Das Denkmal des Ministers Graten von Reden bei Königshütte, ZfBHS, Bd. 1, 1854, S. 202.

(8) R. Seidel, Die Königliche Eisengleiberi zu Gleiwitz, ZfBHS, Bd. 44, 1896, SS. 374—375. 設立前夜の労働力組織

第6表 Oberschlesienの鉄生産

	鉄	鉄	棒	鉄
1783	164,200	Ztr.	104,600	Ztr.
1785	183,700		113,150	
1796	254,500		156,300	
1800	315,018	$\frac{1}{2}$	200,279	$\frac{3}{4}$
1804	405,924		240,198	

第7表 プロイセンの鉄生産

	生産	労働者
Schlesien	190,000 Ztr.	1,923人
Kurmark	48,229	349
Magdeburg	5,049	87
Westfalen	7,500	73

経営内分業」の形態は、(1)高炉の鉄鉱石運搬夫二、(2)高炉の鉄鉱石石灰運搬夫二、(3)高炉の装填夫二、(4)高炉の熔鉱夫二、(5)熔焼炉の熔鉱夫、助手各一、(6)熔鉄炉の労働者四、(7)鋳物指物工一、職人三、(8)指物工一、職人二、(9)粘土鑄型工一、徒弟二、(10)金属鑄型工二、徒弟四、(11)鋳物研磨工二、(12)鍛工一、職人三、(13)工具研磨鍛冶一、助手五、(14)鋳前工一、(15)工夫長一、(16)中列工一、(17)臨時手伝りの鑄型工 [Malepape から三、Zeldnick 及 Kreuzburg から各二] 五、以上合計四九名から構成される (Fechner I, ZfBHS, Bd. 50, 1902, S. 750)。

(9) 製鉄所と炭坑とは二、〇五〇フィートの鉄製軌道で結合されていて、石炭は堅坑から直接炭車へ投入され、コークス製造場へ運搬された。二基の高炉に必要な石炭の運搬に一頭の馬四で足りたという。なお、製鉄所に対し石炭が十分の一税その他の公課や利潤を除外した原価で供給されてゐる点に留意を要する (Felsch, a. a. O., SS. 368~361)。

(10) Ganzen, a. a. O., S. 223, Seidel, a. a. O., SS. 379~380.

上述の王立製鉄所の主導のもとに Oberschlesien 製鉄業は、一七八三年から一八〇四年までに鉄生産で約二・五倍、棒鉄生産で約二・三倍の発展をとげ、プロイセン製鉄業の発展の主軸をなしている(第6表、第7表参照)。その

の「プロイセン改革以後の発展過程(生産構造・市場構造)」については、別稿でたちいて分析する予定であるから、ここでは木炭高炉からコークス高炉への移行過程における、Oberschlesien 製鉄業の主導権の王立製鉄所から大貴族経営(「前期的结合経営」)の一環をなす私立製鉄所への移行を示す指標の素描にとどめておこう。

その第一の指標は一八三六―三九年の Laura 製鉄所の設立である。ヘンケル [Siemiatowicz 系] の所領の炭坑地帯に、

全生産施設がイギリスから輸入されて、王立製鉄所のコークス高炉建設に貢献したスコットランド人 John Baildon の指導のもとにコークス高炉四、ベッドル炉二〇、（註） 王延工場等の製鉄業の生産工程を一貫するプロイセン最大かつ最新鋭の製鉄所が建設されたのだ。（註） 関税同盟の形成と鉄道網の建設による国内市場の『強力的』創出にバックアップされて、Henckel, Renard, Tiele-Winckler らの大貴族によるコークス高炉を擁する製鉄所の設立があいついで行われ、Oberschlesien 製鉄業の銑鉄生産において、一八五〇年代にコークス銑が木炭銑を凌駕し（第 8 表参照）、四六年のコークス高炉一八・木炭高炉六〇から、六七年のコークス高炉四一・木炭高炉二一への編成替をみる。（註） もとより、Rhein-Westfalen と対比すれば明らかのように、Oberschlesien においては龐大な山林所有の利害に制約されており、木炭高炉からコークス高炉への移行は著しく緩慢に行われている。しかし、石炭鉱業の発展に伴い、Oberschlesien の大貴族の山林所有は、木炭高炉やフリッシュェ炉に対する木炭供給に代つて、石炭鉱業の坑木供給の中に新しい市場を見出した。つまり、東エルベの中でも無比に低廉な半農奴的賃労働者に依拠する Oberschlesien の大貴族は、山林所有をてことし、一部は鉱業特権を援用しつつ、石炭鉱業を発展させて、これをむしろ基軸としつつ、その上にコークス高炉やベッドル炉を擁する製鉄業を構築したのである。

ところで、Oberschlesien 製鉄業の主導権の王立製鉄所からこうした大貴族経営の一環をなす私立製鉄所への移行を示す第二の指標は、王立製鉄所の衰退ないしは私下である。一八六〇年代にコークス高炉とベッドル炉の競争による木炭高炉とフリッシュェ炉の敗退は決定的となった。あたかもそれを象徴するかの如く、王立 Malapane 製鉄所の Demblhammer のフリッシュェ炉は六四年に、その Jedlitze と Malapane のフリッシュェ炉は六五年に操業を中止し、更にその木炭高炉はあの『創立熱狂』の時代のさ中の七二年に火を落して、王立 Malapane 製鉄所はその後は

第8表 プロイセンの鉄鉄生産量の地域別・燃料別構成の概観

主要地域	年次	煉 高 炉 数	鉄 鉄 〔塊・棒〕 生産量 Ztr.	高 出 炉 平 均 量 Ztr.	コ ー ク ス 鉄		木 炭 鉄		炭・ 混 合 鉄 コ ー ク ス ・ 木 炭 鉄	
					Ztr.	%	Ztr.	%	Ztr.	%
Schlesien	1852	66	1,244,852	20,376	590,964	43.9	743,115	55.3	10,773	0.8
	1860	144	2,000,681	17,550	1,242,678	62.1	731,009	36.5	26,994	1.4
Brandenburg-Preußen	1852	1	4,560	4,560	—	—	4,560	100	—	—
	1860	4	17,809	4,452	—	—	17,809	100	—	—
Sachsen-Thüringen	1852	8	64,567	8,071	—	—	64,567	100	—	—
	1860	7	85,358	12,194	7,080	8.3	76,725	89.9	1,553	1.8
Westfalen	1852	12	433,778	36,148	263,637	60.8	87,166	20.1	82,975	19.1
	1860	27	2,726,264	100,973	2,588,953	95.0	102,146	3.7	35,165	1.3
Rhein	1852	87	1,293,142	14,836	367,593	28.4	876,319	67.8	49,230	3.8
	1860	97	3,031,368	31,251	1,695,752	55.9	980,990	32.4	354,626	11.7
合計 （プロイセン全体）	1852	174	3,140,899	18,051	1,222,194	38.9	1,775,727	56.5	142,978	4.6
	1860	251	7,894,201	31,451	5,534,463	70.1	1,941,400	24.6	418,338	5.3

単純な鑄造機械製作所としてのみ存続しえたのである。王立製鉄所の基幹部分たる王立 König 製鉄所も、コークス高炉八、パッドル炉二三・庄延工場の生産工程を一貫する巨大な規模を誇っていたにせよ、技術面では全く互格の大貴族の私立製鉄所の引抜きによる職員・労働者の流出や官僚的管理機構の制約とあいまって、競争戦に敗退し、六九年に王立 König 炭坑とともにハンケル [Sienia-dowitz 系] へ払下げられ、この Laura 製鉄所と併合されて七一年に合同ケーニッヒローウラ製鉄所 Vereinigte Königs-u. Laurahütte A. G. für Bergbau u. Hüttenbetrieb として再編成された。こうして Oberschlesien 製鉄業における大貴族経営の主導権が確立されたのであるが、

新ドイツ帝国の支柱たる生産手段生産部門ならびに軍需品生産部門の主軸は既に Rhein-Westfalen の石炭^{Steinkohle}—鉄鋼業^{Eisen- und Stahlindustrie}の掌中にある。

- (1) Fechner, I, ZFBHS, Bd. 50, 1902, SS. 769~770.
- (2) H. Kelbert, *Das Bilanzwesen auf den fiskalischen Berg- und Hüttenwerken in Preußen am Ausgang des XVIII. Jahrhunderts*, 1955, S. 43.
- (3) K. Tanzer, a. a. O., S. 17, O. Stüllich, *Eisen- und Stahl-Industrie*, 1904, S. 188.
- (4) ZFBHS Bd. 1, 1854, S. 165, Bd. 9, 1861, S. 144 の統計から構成。一八六〇年の合計欄には「上欄の諸地域のほかに Hohenzollern の統計が加えられてゐる」。
- (5) Felsch, a. a. O., S. 363. (6) *ibid.*, SS. 327~328.
- (7) この点については、もしあつて工業労働者の賃銀水準を制約する農業労働者の賃銀水準を指摘しておくにとどめる。男干〔農業〕労働者の平均日賃銀は、一八九二年に Ostpreußen 州で一・一〇〜一・一五マルク、Pommern 州で一・二二〜一・二六マルクだつたのに対し、Schlesien 州の Oppeln 行政地区では〇・八七〜〇・九五マルク、Breslau 行政地区では〇・九四〜一・一八マルクにすぎなかつた。「賃銀を正し上げるものは、ここではポーランド人地帯以外でも、いたるところで細地片所有者である」(M. Weber, a. a. O., S. 360 Fußnote (1))。
- (8) (1) 「シメン Graf Henckel v. Donnermarck の所領は一七七一年の相続により Siemianowitz 系^{Siemianowicz}の Beuthen-Siemianowitz 系^{Beuthen-Siemianowicz}の鉱業^{bergbau}権^{Recht}はおおむかみに言つて次の諸点であつた。(1)一七八二年に Tarnowitz の所領に銀—鉛鉱石採掘を十分の一税権、一八一〇年にこれは Beuthen の所領でも認められる。(2)一八三四年にシメンタル (Neudeck 系) は Tarnowitz の所領に、菱亜鉛鉱—石炭採掘排他的優先権、鉱山警察管理権を取得し、鉱山監督局は監督権を放棄した。翌三五年にこの菱亜鉛採掘排他的優先権が Beuthen の所領へ拡張された時、シメンタル [Siemianowitz 系] の抗議により、この所領内ではシメンタル [Neudeck 系] は菱亜鉛共同採掘権の行使に制限された。(3)シメンタル [Neudeck 系] の鉱山警察管理権は一八九九年に放棄される。(4)一九〇〇年に Tarnowitz の所領内の鉛鉄業の私企業から二・六マルクの市場使用料徴集が許可される。

- とらひて、グンタム [Graf Hugo Henckel v. Donnermark-Siemlanowitz] は、Vereinigte Königs-u. Laurahütte A. G. の他に若干の炭坑・亜鉛坑・亜鉛製錬所を所有し、その耕地、牧草地所有三、九一三 ha、山林所有九、八六六 ha、総土地所有一四、四一四 ha に及ぶ。グンタム [Graf Guido Henckel v. Donnermark-Neueck] は亜鉛坑・亜鉛製錬所 Schlesiische A. G. f. Bergbau u. Zinkhüttenbetrieb 等の他に、製鉄所と同一 Donnermarkhütte O.-S. Eisen-u. Kohlenwerks A. G., Eisen-u. Stahlwerk Bechlen-Falva-Hütte A. G., Kraftwerke bei Stettin 等を所有してゐるが、その重点は餘々に炭坑 Schlesian-grube, Deutschlandgrube, Donnersarckgrube へ移行してゐる。耕地・牧草地所有八、六二〇 ha、山林所有一五、二九〇 ha、総土地所有二五、一八九 ha の巨大私有地がその基礎である。[I] テューン＝ブアンマラー Graf v. Tiele-Winckler の所領たる Herrschaft Myslowitz-Kattowitz 及 Stadsesherrschaft Pless から分取したものであり、三次にわたる訴訟の結果、(1) 一八四二—四四年に、所領内の一切の石炭の排他的採掘権、(2) 一八四五—五〇年に、試掘許可証取得免除、採掘許可申請免除、抵当貸借請願免除、十分の一税および一切の公課の免除等の鉱業特権と、所領内の一切の化石に対する十分の一税権、(3) 一八六〇—六一年に、多数の分取した領主地区における鉱業特権と十分の一税権、等が認められた他に、一八九八年まで鉱山警察管理権も賦与されてゐる。テューン＝ブアンマラーの炭坑 Florentine, Ferdinand, Myslowitz, Carlsegen, Neu-Pygmisa, Preußen, 製鉄所 Hubertshütte, Marthahütte, 農業経営の一部は、一八八九年設立の Kattowitzer A. G. f. Bergbau u. Eisenhüttenbetrieb に総括された。なお、耕地、牧草地所有五、七八七 ha、山林所有七、〇九六 ha、総土地所有一三、八三九 ha がその所有に属する (Vgl. Voltz, a. a. O., SS. 126—129, B. Knochenauer, Die Oberschlesische Montanindustrie, 1927, SS. 110—115, J. Conrad, a. a. O., S. 713)*
- (6) Gentzen, a. a. O., SS. 215, 219, 224 ff.
- (7) Felsch, a. a. O., SS. 368—369, O. Stilleh, a. a. O., S. 188 ff.

* 小論は昭和三四年度文部省科学研究費交付金による機関研究『資本蓄積と経済成長の理論的・実証的研究』の研究成果の一部である。